

身体障がい者手帳の申請に必要なもの

申請は 市役所本館1階 17番窓口 障がい福祉課 へ

☎ 072-924-3838 (直通)

◎ 診 断 書 指定医師の作成した身体障がい者診断書・意見書

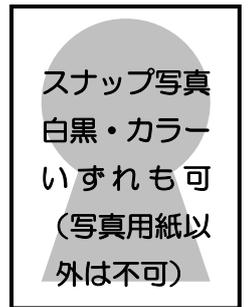
- ★ 診断日から、3ヶ月以上経過した診断書 はお使いいただけません。
- ★ 申請後はお返しできませんので、必要に応じて事前にコピーをとってください。

3 cm

◎ 写 真 1 枚 (できるだけ最近のもの)

- ★ 脱帽・上半身の写真で、ひとり写りのもの。
- ★ 大きさ たて 4 cm × よこ 3 cm

4 cm



※ここに写真を貼らず
そのままお持ちください。

◎ 個人番号確認書類 (通知カード、個人番号カード等)

◎ 本人確認書類 (代理の場合は代理人の本人確認書類)

- ★ 詳しくは別紙をご覧ください。

◎ 身体障がい者手帳 (現在手帳をお持ちの方が、再交付申請される場合)

以下は、市民税非課税世帯の方のみお持ちください。(生活保護受給の方を除く。)

生活保護を受給されている方は、病院で診断を受ける前に
生活福祉課 (TEL:072-924-3853) にお問い合わせください。

◎ 診断書料 (文書料) の領収書原本

- ★ 領収印のないものやコピー、文書料と確認できないものは払戻しできません。

◎ 本人名義の銀行口座通帳 (15歳未満は保護者名義)

※転入などで八尾市に課税情報がない場合は、世帯全員の市民税非課税証明書 (通知書) が必要です。

※診断を依頼する際には、予約が必要となる病院もありますので、
事前に病院へお問い合わせください。